

共同化の形態と収益分配について

赤 間 東 吉

(宮城県農試)

1 ま え が き

最近の経済の高度発展は家族経営の矛盾を露出しその対応として各地に共同化の事例が現れ初めている。本県に於ても比較的商品生産性の高い果樹畜産を初めとし各種の共同化の発生をみている。たとえば果樹は主としてリンゴの共同防除をねらっており、酪農は多頭化や草地利用がその主なねらいになつてゐる。同じ畜産部門でも養豚・養鶏は農地をあまり必要としない事から最初から企業化を目指しているものが多い。水稻部門はこれに反し土地に頼る事が大きいので自作農的土地所有制度のもとではなかなか企業化は望み得ないし、又高い地価や農地法の規制のもとでは規模拡大を目指した共同化も発生しがたい。事例の多くは前述の土地問題に直接関係のない共同作業や共同利用が多くなつてゐる。しかし近年土地所有をそのまゝに規模拡大を計る団地栽培や請負耕作組合といったものが現れはじめてゐる。これら多くの事例の中から今回は請負耕作組合の一事例をとらえその概要を述べ、その発展上問題になると考えられる収益分配について論ずる事にする。

2 高倉生産共営組合の概要

当組合の所在地は宮城県中央部の仙台市から東北方約40kmの地点にある。この地一帯は昔本県の銘柄本石米の産地にあたり、大崎耕土の一角で地味は肥沃である。旧高倉村に属するこの部落は低湿田が多くしかも下層に泥炭がありしばしば倒伏や稲熱病に見舞われ稲作は不安定であり収量も最近停滞ぎみである。又水田化率98%という典型的な水田単作地帯で専業農家も多く、一戸当りの所有面積も1.8haと高く本県平均をはるかに上廻つてゐる。したがつて農家の大半は米によつて生活が支えられている。

かゝる環境のもとで当組合はどんな条件で発生したかをたどつてみると直接の動機は稲作の安定と作業の合理化がそのねらいであつた。

具体的な発生条件は、経営改善に意欲的な農家(現組合長)が中心となつて働きかけがおこなわれた事、組合員の土地が集団化していた事、土地条件が比較的均等であつた事等があげられる。この組合は初年度(昭35)テストケースとして秋の稲刈りから共同作業を行いその運営もごく簡単な方法で出発した。即ち出役労働日数についての計算は戸別の過不足人員のみについて精算し生産物はそのまゝ農家に残してゐる。第2年目からは初年目の体験をいかし組合中心の運営に改め、組合員の土地

と農機具の一切を出し合い、農家の専従者をもつて組合の正作業員とし、補助労働者を臨時作業員とした。そして前者には毎月6千円の月給が支払われ、後者には日給が時価で支払われている。組合に拠出された土地及び労働力は第1表の通りであるが農機具に付いては組合とし

第1表 農家別拠出面積及労働力(昭37)

農家名	拠 出 面 積			正作業員	臨時作業員
	水 田	畑	計		
A	245	3	248	2	1
B	201	9	210	4	1
C	138	8	146	2	2
組 合	584	20	604	8	4
請 負	165		165		
合 計	749	20	769		

て更に新規に準備する場合は反別割で出資することになつてゐる。又新規導入部門である酪農については乳牛を初め施設一切を平等出資するたてまえをとつてゐる。農機具及び施設の概要は第2表の通りである。

第2表 農機具の台数及施設

年次	農具	電動機	脱穀機	籾摺機	精米機	粟打機	製糰機	カツタ	発動機	耕犁機	自動耕耘機	スタンション	サイロ
昭 35		台 2	台 2	台 2	台 2	台 1	台 2	台 1	台 2	台 (1)	借台 1	台 2	基 1
昭 38		2	(3)	2	2	1	2	1	2	(2)	1	2	1

備考 括弧内数字は新設又はそれを含めた台数を示す。

又年間必要とする経費についても水稻の場合は反別割に、酪農は平等割で出資することになつてゐるが後者の場合は当初農家の自己資金によらず一切制度資金を充当している。以上のような条件のもとで6ha弱の水田と乳牛2頭を組合作業員7名を以て共同或は分担作業により反収8.5俵と産乳日量34kgを確保し乍らその全力で1.6haの請負耕作と賃耕及農外労働を行い農閑期には更に菓工品を作り年間純収益180万円を挙げている。

3 収益分配上の問題点

当組合では180万円の純収益を各部門別、農家別に集計し農家に配分している。酪農や農外収益については平等出資であるから平等配当を、水稻部門は拠出面積に依つて反別配当を行つている。しかし、酪農に於ける平等出資平等配当に異存はないが、拠出労働力に差異（第1表参照）のある賃耕及賃労働の平等配当には矛盾を感じる。又水稻部門について見ると純収益が計算される過程で労賃が低く抑えられ、しかも拠出労働力の差異のある現状では反別割配当の適当でないことは明らかである。たゞ農家は配分の絶対額が共同化以前の収入に比べて多いため、その矛盾を意識しないだけのことである。このような考え方にたつて水稻部門の配分実態を分析してみると、まず当組合の行つている反別配当ということの内容は資本主義的に土地に対する配当つまり地代（組合が農家に支払うべき小作料）と投下資本に対する利廻配当のブールされたものと理解される。そこでこれらの生産用役（土地、資本）に対して別々に計算された金額の合計額をみれば配分方法の適否が概ね理解される。ところでこれらの計算を試みるに先だつて検討しなければならない問題がある。それは前述したように配分の基礎になつている純収益をそのままにして計算することの可否である。

一般に純収益は粗収益－経営費で算出され、しかもその経営費は物財費＋労働費で算出される。さて当組合の純収益の高いことは前にもふれたが、稲作部門についてみても第3表の通りきわめて高い金額になつている。

これは当組合の多収穫からくる粗収益の高さと経営費のうちの労働費が作業の合理化によつて節減された事にもよるが、さらに正作業員の月給の低さ（6千円……昭37）をみのがしてはならない。この金額算出の根拠は当初の年雇賃金に準じたほか稼働期間日雇賃金総額を12ヶ月に平均化したなどの理由をもつている。しかし現実6,000

円では低賃金であることは認めざるを得ない。

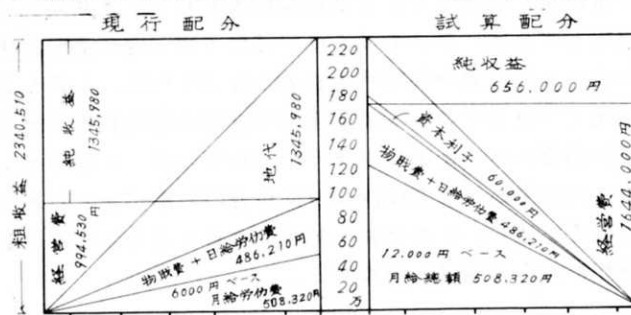
筆者等は前述地代及び資本配当等と関聯させて月給の

第3表 損益計算書（稲作部門抜萃）

目 昭和37年1月1日
至 〃 12月31日

損 失		収 益	
種 苗 費	6,460	主産物販売益	2,307,735
肥 料 費	111,427	副産物収益	32,775
農 薬 費	10,080		
材 料 費	59,029		
雇 人 費	131,919		
人 件 費	508,320		
光 熱 水 費	58,428		
水 利 費	40,559		
共 済 掛 金	17,272		
農 機 具 費	51,036		
純 収 益	1,345,980		
合 計	2,340,510	合 計	2,340,510

支払可能額を算出した結果によると現行月給の倍額支給の可能であることが明らかになつた（第1図参照）。



第1図

さらに、この方法を用いて算出した純収益を改めて拠出反別に依つて配分し、一方農家別正作業員数割に更正した月給額を配分して農家別所得を算出し現行結果と比較したところ第4表のようになつた。

第4表 収支配分実態と改善試案比較表

種 別		組 合		農 家 A		B		C	
		現 行	試 算	現 行	試 算	現 行	試 算	現 行	試 算
配 分		1346	(656)						
配 分	地 代	1346	596	565	250	463	205	318	141
	資 本 利 潤	0	60	0	25	0	20	0	15
	勞 働 報 酬	508	(1198)	127	299.5	254	599	127	299.5
	企 業 利 潤	0	0						
農 家 別 農 業 所 得				692	574.5	717	824	445	455.5

註) 1 土地資本（宮城県平均評価額） 9,928,000－
投下資本 994,530－
総 資 本 10,922,530－
粗 収 益 2,810,741
純 収 益 = 1,345,980
2 () 内数値は擬制計算によつて補正された純収益及労働費。
3 労働費は固定給のみを表示した。

この比較から次のような点が指摘される。土地を多く
 抛出した農家は比較指数が120%と多く、労働力を多く
 提供している農家は87%と少くなり地代及資本の配当に
 ウエートがかゝつていた事がうかがわれる。たゞし現行
 反別割配当に対応する試算の地代及び資本配当額につい
 ては第4表の註記欄の通りその算出にあたつて宮城県水
 田自由売買平均価格に対する6分の利子をもつて地代に
 見替え資本利子は年間稲作経営費をもつて投下資本とし、
 投下資本の6分の利子のみこんで算出した。以上の事か
 ら共同経営に於ける収益分配はその適正を期する場合に
 出資段階で出資額や土地評価額が明瞭である事を必要と
 し、特に組合構成が土地、労働力、共に異なる農家によ
 つて構成されている場合に大切な事柄である。現段階で

は当事例のように出資方法が未分化でどんぶり勘定にな
 る事はやむを得ないとしても評価のすでに明らかになつ
 ている労賃決定を先に行ない、その残余(純収益)を反
 別配当をすれば多少問題はすくなくなる。もし純収益が
 高まれば資本配当は利廻りとして、地代は当然売買価格
 に応じて高める事によつて補正される。しかし、粗収益
 の高さによつて分配の絶対額は動くので、本県に於ける
 水田地帯の共同化の将来を考え反収の異なる場合の所得
 配分をどのように変えるべきかを統計数値から検討して
 みたところ第5表の通りになつた。この表から最低満足
 しうる地代と労賃(時価700円)を確保するためには現
 在米価で7俵以上の収益が必要である事が認められた。

第5表 稲反収別生産用役所得配分表

項目 反収	粗 収 益	所 得	用 役 別 所 得 配 分				註	
	米 + 副 産 物		(円)	地 代 (円)	(註)	日 当 労 報 (円)		
6 俵	32,040 円	經 営 費 一 律 一 二、 八 一 六 円	資 本 利 子 一 律 七 三 一 円	1,105	A	1,023	A …… 法定小作料 B …… 固定資産税評価額 C …… 小作料平均価額 D …… 地価 17 万円 E …… 地価 20 万円 F …… 地価 30 万円 G …… 地価 40 万円 H …… 50 万円	
7 俵	37,380 円			19,224	1,553	B		996
					6,000	C		735
					1,105	A		1,337
8 俵	42,720 円			24,564	6,000	C		1,049
					9,328	D		853
					1,105	A		1,651
9 俵	48,060 円			29,904	6,000	C		1,363
					11,000	E		1,069
					16,500	F		745
					1,105	A		1,965
10 俵	53,400 円			35,244	9,328	D		1,481
		22,000	G		736			
		1,105	A		2,280			
10 俵	53,400 円	40,584	11,000	E	1,697			
			27,500	H	727			

乗用車輪型トラクタのけん引力に関する試験

—特にロークロップホイール装備時のけん引力について—

月館鉄夫・守屋高男・木村勝一

(東北農試)

1 ま え が き

乗用トラクタの汎用化は重要な課題であるが、ロー
 クロップ・ホイールをトラクタに装備し、管理作業に
 使用することによつてトラクタ利用時間の拡大を図る
 ことも、その一つの方法と考えられる。

しかし、トラクタのけん引力は走行装置の状態によ
 つて大きく影響されるものであり、ロークロップ・ホイ

ールの使用によつてけん引力の低下が想定されるので、
 本試験ではロークロップ・ホイール装備時におけるトラ
 クタのけん引性能を、標準ホイール装備時のけん引性
 能との対比において検知しようとしたものである。

2 試験方法

1. 供試トラクタの主要諸元